

令和3年度

根室管内特別支援連携協議会だより No.1

根室管内特別支援連携協議会事務局（根室教育局）

令和3年7月20日（火）に、令和3年度第1回特別支援連携協議会を開催しました。本年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、事務局からの説明は事前にYouTubeで行い、当日はZoomを使ってオンライン会議を開催し、委員による意見交流を行いました。本協議会で出された御意見等を紹介します。



【令和3年度根室管内特別支援連携協議会 取組の重点】

特別支援教育に係る国や道の方針、根室管内教育推進の重点等を踏まえ、令和3年度の根室管内特別支援連携協議会の取組の重点は以下としました。

- ① 市町における教育と福祉が連携した取組の一層の充実（生涯にわたって対象の子どもが必要な支援を受けられるような地域づくり）
- ② 特別支援教育の推進に係る校内体制の構築（管理職のリーダーシップによる自校の方針の明確化と校内体制づくり、教員の専門性の向上、経験年数が少ない教員へのサポート体制の強化）
- ③ 個別の教育支援計画の作成・活用の一層の推進（保護者に有用であると感じてもらうための取組）

【意見交流～切れ目のない一貫した支援が受けられる体制を整備するための、各機関の役割についての相互理解】

各委員からの意見

特別支援学校に就学する場合でも、居住地のある教育委員会が深くかかわって、居住地とのつながりを意識するような取組が必要である。

教育委員会と保健福祉部局とが連携し5歳児相談を実施している。就学前から早期発見・早期支援を行うように努めている。

高校卒業後、ハローワークで初めて障がい者の支援についての説明を受ける人もいる。障がいの有無の判定の必要性、障がい者の支援サービスの案内、支援サービスを受けた障がい者の自立の実績などを保護者に伝える必要がある。

幼児から高校生になるまで切れ目のない支援をするために関係機関が集まり、お互いに相談できる機会を設ける必要がある。これまで子どもがどのような機関で、どのような相談を受けているか等の情報を共有することが大切である。

校内で特別支援教育についての研修を行い、教職員の理解を深めることができた。全ての子どもに心地よい環境であるために、ユニバーサルデザインを意識した授業展開を行っている。

個別の教育支援計画の作成・活用の一層の推進について、子どもの主体性を育むことを第一に考え、子どもの変容を保護者に伝えることで、保護者が有用感を感じるようになることを考える。

まとめ（北海道教育大学釧路校 小 淵 隆 司 教授）

- ・保護者の1番の思いや願いは何かを各機関で共有しながら、実現していく上で、それぞれの機関がどのようなことが可能なのかを考え、共有する必要がある。
- ・5歳児相談のように小学校への接続の支援として保護者に就学前の生活と学校教育がどのように変わるのかを知らせる取組は、小学校・中学校・高等学校の連携にも生かせる取組である。
- ・障がいについて就学までには保護者の理解が得られないというケースもある。保護者の同意や理解が得られない中で、物事を進めていくと、保護者との信頼関係が崩れる可能性もあることから、必要となときに、必要な支援ができるようにすることが大切である。